

## 佐倉市と学校法人女子美術大学との連携協働に関する協定書

佐倉にゆかりの深い佐藤志津は、日本の近代における女子教育の先駆者であり、学校法人女子美術大学（以下、女子美術大学という。）の創生期に第二代校長を務めた。この歴史的つながりを現在に活かし、佐倉市と女子美術大学は、連携協働に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐倉市と女子美術大学が教育、文化、まちづくり等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 佐倉市と女子美術大学は、この協定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 教育、文化の振興と発展のための連携
- (2) 人材育成のための連携
- (3) まちづくりのための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) その他両者が協議し必要と認める連携

（協議）

第3条 この協定による事業の円滑な推進を図るため、佐倉市と女子美術大学はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、協議を実施する。

（期間）

第4条 この協定の期間は、3年間とする。ただし、期間満了の30日前までに佐倉市又は女子美術大学から特段の申出がない限り、期間満了の日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項については、佐倉市と女子美術大学が協議の上、決定する。

平成24年4月2日

千葉県佐倉市海隣寺町97

佐倉市長 

東京都杉並区和田1-49-8  
学校法人 女子美術大学

理事長 